

議第14号議案

横浜市会個人情報の保護に関する条例の一部改正

横浜市会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月18日提出

市会運営委員会

委員長 藤 代 哲 夫

横浜市条例（番号）

横浜市会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

横浜市会個人情報の保護に関する条例（令和５年２月横浜市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第52条第２項第５号中「の委託」の次に「（新規のものであって、一の委託業務で取り扱う個人情報の本人の数が議長が定める人数を超えるものその他個人情報の漏えい等が発生した場合に個人の権利利益を害するおそれが高いものとして議長が定めるものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

提 案 理 由

個人情報を取り扱う事務の委託について横浜市個人情報保護審議会に報告を要する範囲を変更するため、横浜市会個人情報の保護に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会個人情報の保護に関する条例（抜粋）

（

上段	改正案
下段	現 行

）

（審議会への報告）

第52条 （第1項省略）

2 議長は、その定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を審議会に報告するものとする。

（第1号から第4号まで省略）

- (5) 個人情報を取り扱う事務の実施機関（市個人情報保護条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。）以外のものへの委託（新規のものであって、一の委託業務で取り扱う個人情報の本人の数が議長が定める人数を超えるものその他個人情報の漏えい等が発生した場合に個人の権利利益を害するおそれ
が大きいものとして議長が定めるものに限る。） 受託者の名称、委託業務の概要、当該個人情報を保護するための措置等

（第6号、第3項及び第4項省略）

「議第14号議案 横浜市会個人情報の保護に関する条例の一部改正」の
取扱いに関する運営理事会協議結果

項 目		協 議 結 果（令和8年2月9日 運営理事会）
1	議 案 発 送	2月10日（火）の本会議終了後
2	上 程 日	2月18日（水）の本会議
3	提案理由説明	省略
4	質 疑	通告に応じ実施
5	通 告 期 間	2月12日（木）午前9時から16日（月）正午まで
6	委員会付託	横浜市会会議規則第36条第3項及び市会運営委員会申し合わせ・確認事項により、委員会付託を省略し、本会議で即決

参 考

●横浜市会会議規則（抜粋）

第36条

- 3 委員会が提出した議案については、前2項の規定にかかわらず、委員会に付託しない。
ただし、市会の議決により付託することができる。

●市会運営委員会申し合わせ・確認事項（抜粋）

本 会 議

5 議員提出議案について

- (1) 常任・運営委員会における発議（請願・陳情に係るものを含む。）に係る審査が終了したもの及び団長会議等の協議が終了したものは、委員会等の終了後、速やかに提出することとし、その取扱いについては、原則として、本会議で即決とする。